

**学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の一部改正の骨子
に対するパブリックコメントの実施結果について**

1 意見募集期間

令和5年9月1日（金曜日）から令和5年10月2日（月曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 3人
- (2) 意見の件数 12件
- (3) 案に反映した意見の数 0件

3 意見と市の考え方

別紙「パブリックコメントにおける意見の概要及び市の考え方」のとおり

4 お問合せ先

- (1) 担当課名 学校給食課
- (2) 連絡先 046-225-2683

5 結果公開日

令和5年11月6日 公開

**学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の一部改正の骨子
に対するパブリックコメントにおける意見の概要及び市の考え方**

No.	意見の概要	市の考え方	反映したものの
骨子全体			
1	骨子の内容は良いと思いましたが、無償化賛成です。条例の一部改正も賛成です。	令和6年4月からの学校給食費無償化の実施に向け取り組んでいるところです。 無償化後も安心・安全でおいしい給食を実施していきます。	
4 学校給食費無償化及びその対象者について			
2	持続可能な施策とするため、多子家庭向けに上限を設けた上で、低額の一部負担を残してはどうでしょうか。	家庭状況や保護者の経済状況で区別しない子育て支援施策が必要と考え、学校給食費無償化に向け取り組んでいるところです。	
5 学校給食費相当額の補助について			
3	学校給食費無償化についてアレルギー対応による給付があることは良いと思います。 (アレルギー等により、お弁当を持参している児童等の保護者への対応)	本市の全ての子どもの食の環境を社会全体で支えるという考えの下、給食の提供を受けられない学齢期の子どもへの保護者に対し、学校給食費相当額を申請により給付する制度を創設するものです。	
4	色々な家庭があるため、申請制度の周知、申請方法を丁寧にして、申請しやすい対応をお願いします。	学校給食費相当額の補助については広報あつぎ等で周知するほか対象者への個別の御案内を予定しています。	
6 学校給食費の見直しについて			
5	小学校5900円、中学校6600円の一人当たりの年額増、ありがとうございます。今後も状況に応じた見直しをお願いします。	今後につきましても、必要に応じて見直しを行う予定です。	

7 厚木市学校給食費に関する条例及び施行規則の一部改正について		
6	<p>学校給食費の徴収について（改正後）の欄にある、学校給食費は、徴収しない。の後の【ただし～この限りでない。】は分かりづらいので、補足があれば必要ないと思います。</p>	<p>「ただし～この限りでない。」の部分は、補足で説明している、保護者が教育扶助を受けている児童・生徒の学校給食費は公費で負担しているため無償化の対象外とする旨を条文として整理したものです。</p>
その他		
7	<p>JAなどと協力し、給食用食材専用の農園を作ったり、農家と提携したりしてはどうか。また、授業の一環として、その農園で農業体験を行ってはどうでしょうか。</p>	<p>現在のところ、給食食材専用の農園を作ることは予定していませんが、地場農産物の学校給食での活用や食農教育の推進に当たっては、JAあつぎや地域の生産者の皆様と連携・協力しております。</p>
8	<p>厚木の農業を守るため、子どもたちに農業の大切さを伝えるため、厚木市内産の野菜、お米、食材を優先して使ってください。</p>	<p>地場農産物の学校給食での活用につきましては、令和5年9月から月3回程度から月5回程度に拡充したところです。引き続き、地場農産物の学校給食での活用に取り組んでいきます。</p>
9	<p>お楽しみ給食に出ている乳酸菌飲料等の代替の飲み物はないのでしょうか。もしくは人工甘味料を含む乳酸菌飲料等は病気の発症の問題になっているので提供中止してほしいです。</p>	<p>人工甘味料を含む乳酸菌飲料等については、お楽しみ給食を含めて、現在提供しておりません。</p>
10	<p>牛乳をやめお茶にすることで予算を確保してはどうでしょうか。</p>	<p>学校給食は文部科学省の定める「学校給食摂取基準」に基づき、栄養士が献立を作成しております。牛乳は、子どもたちの成長に欠かすことのできないカルシウムを確保するために必要な食品として提供しております。</p>

11	給食費無償化に伴い、食材の質が下がることは避けていただきたいです。	無償化後も、文部科学省の定める「学校給食摂取基準」に基づき、安心安全で子どもに喜んでもらえる給食を提供していきます。	
12	何をもって安全というのか基準を明示してほしいです。	学校給食に使用する食材につきましては、一般的に市場で流通している食材を使用しており、加工品等につきましては、納入業者より配合内容等が記載されている物資規格書を提出していただき、内容を確認し、選定しております。	

学校給食費無償化に関する制度の導入に伴う条例等の
一部改正の骨子

1 はじめに

学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うことなどを目的としています。

本市では学校給食法に基づき、全ての市立小・中学校で学校給食を実施しています。

また、学校給食費は、学校給食法第11条第2項及び厚木市学校給食費に関する条例第3条に基づき、保護者に御負担いただいています。

少子化が進む中、本市の教育大綱及び教育振興基本計画の基本理念である「未来を担う人づくり」の実現に向けて、子どもたちの健全な成長を社会全体で見守り、支えていくことは大変重要なことであり、子どもたちの安心で充実した食の環境の確保についても社会で取り組んでいく必要があると考え、学校給食費無償化に関する制度等導入に向けて検討を進めています。

なお、学校給食費無償化は国においても議論されていることから、国の制度として早期に実現されるよう、法改正や補助制度の創設などを国や県に働きかけています。

2 厚木市の学校給食の現状

(1) 厚木市の学校給食の特色

ア 食材

厚木市独自の学校給食用物資規格基準及び物資選定基準を設けています。
(遺伝子組み換え食品の不使用等)

イ 献立

成長期に必要な栄養価、栄養バランスのとれた献立を基本に、郷土料理を伝える献立も取り入れています。

【郷土料理の取り入れについて】

子どもたちの「ふるさと愛」を育むため、給食に郷土料理を取り入れています。

実施に当たっては郷土料理の由来や伝統行事について、校内放送や給食だよりで児童・生徒に紹介しています。

ウ 地場農産物の取入れ

地場農産物を活用する「パクパクあつぎ産デー」を月5回程度実施しています。食育の観点から、農業や食べ物のありがたさ・大切さを伝えています。

エ 安全性確保

衛生管理の徹底を図るとともに、給食食材の定期的な放射性物質測定を実施しています。

オ 食物アレルギーのある児童・生徒に対する給食の提供

食物アレルギーのある児童・生徒が、安心して給食を食べられるよう、食物アレルギー対応マニュアルに基づき、除去食の提供を行っています。

(2) 令和5年度 学校給食予定回数について

区分	学年	予定回数
小学校	1年生	178回
	2・3年生	187回
	4～6年生	185回
中学校	1・2年生	165回
	3年生	140回

(3) 提供方法について

本市では、国の学校給食摂取基準や学校給食衛生管理基準などに基づき、安心・安全でおいしい給食を、全ての市立小・中学校で提供しています。

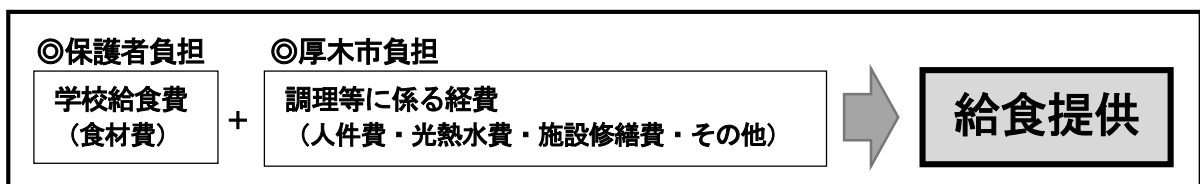
	小学校	中学校
単独調理場 17 か所（自校方式）	17 校（9,690 人分）	—
共同調理場 2 か所（センター方式）	6 校（2,113 人分）	13 校（6,232 人分）

(4) 学校給食費について

学校給食費は、学校給食法第 11 条第 2 項及び厚木市学校給食費に関する条例第 3 条に基づき、食材費相当額を保護者に御負担いただいています。

なお、調理等に係る経費は市が負担しています。

ア 学校給食費の内訳



イ 学校給食費の額（令和5年度）

条例で定める年額は、小学校 44,590 円、中学校 47,850 円です。

区分	学年	年額	実施回数	1食あたり単価
小学校	1年生	42,490円	178回	238円
	2・3年生	44,590円	187回	
	4～6年生	44,110円	185回	
中学校	1・2年生	47,850円	165回	290円
	3年生	40,900円	140回	

※ 年額の違いは、学校行事等により各学年で給食回数が異なるためです。

3 無償化の目的について

(1) 子どもたちを育む食環境を社会全体で支える

学校給食は、未来を担う子どもたちの健やかな成長に欠かせません。少子化の進行とともに、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、子どもたちの健全な成長と、そのために必要な安心で充実した食の環境の確保について社会全体で取り組んでいく必要があります。

(2) 小・中学生を育てる保護者の負担軽減

文部科学省が実施した令和3年度子供の学習費調査によると、公立学校に通う小・中学生の保護者が学校教育のために支出した経費のうち学校給食費は小学校で約4～5割、中学校で約3割を占めており、保護者の負担は大きいものとなっています。そこで、学校給食費無償化を実施することにより、小・中学生を育てる保護者の負担の軽減を図ります。

7月に実施したアンケートでは、「給食費無償化についてどう思うか」との問いに対し、「当然だと思う」又は「必要だと思う」と回答した方は合わせて81.4%、「保護者が負担すべき（必要ない）」との回答は14.6%と、多くの市民の皆様が学校給食費無償化は必要と考えていることが分かりました。

4 学校給食費無償化及びその対象者について

厚木市立小・中学校に学籍がある児童・生徒の保護者が負担する学校給食費は無償とします(体験入学等で通学する児童・生徒を含みます。)

※ 保護者が生活保護法による教育扶助を受けている児童・生徒の学校給食費は、保護者が負担していないため、無償化の対象外とします。

5 学校給食費相当額の補助について

公平性の観点から、次の者の保護者を対象に、学校給食費相当額を申請により給付する制度を新たに創設します。

- (1) 厚木市立小・中学校に学籍があり、アレルギー等の事情により給食を喫食していない児童・生徒
- (2) 厚木市に住民登録があり、かつ、市内に居住している者で、厚木市立小・中学校に学籍がない学齢期にあるもの(私立の小・中学校在学学生等)

※ 他の制度により学校給食費の支給等を受けている場合は対象外とします。

※ 学齢期は満6歳の誕生日以後の最初の4月1日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日までです。

6 学校給食費の見直しについて

学校給食を作るための給食材料費は、学校給食費の額を元に算出しています。

今般の物価高騰により、給食材料についても値上げが頻繁に行われています。物価高騰はとどまる見込みがなく、文部科学省の定める学校給食摂取基準を満たした給食の提供が困難になることが予想されるため、学校給食費の見直しを行うものです。

なお、給食費相当額の補助についても、学校給食費の額が基準となります。

(1) 給食材料費の上昇率

ア 野菜・果物・精肉・卵

	令和3年度	令和4年度	前年度比
落札額合計	199,328,668 円	226,961,462 円	113.9%

イ 主な加工品（落札額（単価））

品 種	令和3年度	令和4年度	前年度比
白身魚切り身 50g	61 円	68 円	111.5%
さば切り身 50g	62 円	69 円	111.3%
あかうお切り身 50g	62 円	72 円	116.1%
マグロ角切り 1kg	1,698 円	2,470 円	145.5%
大豆白絞油 一斗缶	4,490 円	5,055 円	112.6%
小麦粉 25kg	4,108 円	4,900 円	119.3%
合計	10,481 円	12,634 円	120.5%

(2) 学校給食費の算出

(1)のとおり、給食食材費の落札額は、野菜・果物・精肉・卵が113.9%、加工品が120.5%と上昇しています。給食材料費全体の平均上昇率は117.2%となっており、一食当たり単価（小学校：238円、中学校：290円）に物価上昇率15%相当を加算することとします。

現行の一食当たり単価 × 上昇率 = 一食当たり単価 × 実施予定回数

小学校 238 円 × 115% ≒ 270 円 → 270 円 × 187 回 = 50,490 円

中学校 290 円 × 115% ≒ 330 円 → 330 円 × 165 回 = 54,450 円

(3) 給食材料費の年間支出見込額（児童・生徒分）

	令和5年度*1		令和6年度（試算）	
	児童・生徒数	合計額	児童・生徒数*2	合計額*3
小学校	10,473 人	455,014,380 円	10,203 人	508,444,020 円
中学校	5,524 人	247,779,160 円	5,537 人	285,963,150 円
合計	15,997 人	702,793,540 円	15,740 人	794,407,170 円

*1：令和5年6月30日時点（改正前の学校給食費で算出しています。）

*2：児童・生徒数及び学級数将来推計（令和5年度版）

*3：見直し後の学校給食費を基に算出しています。

7 厚木市学校給食費に関する条例及び施行規則の一部改正について

無償化の実施及び給食費改定に当たり、厚木市学校給食費に関する条例及び同条例施行規則の一部を改正するものです。

項目	改正前	改正後											
学校給食費の徴収について	児童・生徒の保護者から徴収する。	学校給食費は、徴収しない。ただし、学校給食を受ける児童・生徒の保護者が生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている場合は、この限りでない。											
	【補足】保護者が教育扶助を受けている児童・生徒の学校給食費は、保護者が負担していないため、無償化の対象外とします。												
学校給食費の額について	別表に定める額とする。	規則で定める額とする。											
	別表（条例）	別表（施行規則）											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>44,590円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>47,850円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	小学校	44,590円	中学校	47,850円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>50,490円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>54,450円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	小学校	50,490円	中学校
区分	年額												
小学校	44,590円												
中学校	47,850円												
区分	年額												
小学校	50,490円												
中学校	54,450円												
児童・生徒一人当たりの額とする。	児童・生徒一人当たりの額とする。												
【補足】表に定める額は基準学年（小学校2・3年生、中学校1・2年生）の年額となります。													
学校給食費の減免	特別の理由があると認めるときは、減免することができる。	（全文削除）											
	【補足】無償化により不要となるため、条例、施行規則の規定を削除します。												
条例改正前の学校給食費について		改正前の条例の規定に基づく。											
	【補足】改正前の学校給食費については、現行の条文が適用される旨、附則に規定します（令和5年度までの学校給食費は無償化の対象になりません。）。												
施行期日		令和6年4月1日（予定）											